

内閣総理大臣 菅 直人 様

福島第一原子力発電所の事故に伴う今後の営農に関する緊急要望

本格的な農作業開始の時期を迎える中で、本県におきましては、福島第一原子力発電所の事故により、いまだに多くの農業者が居住地を離れ、避難生活を余儀なくされ営農できなくなっております。また、「屋内退避区域」におきましても野外での活動が制限されてきたことから、実質的に農作業が出来ない状態にありました。さらに、本県産農産物は、出荷制限や風評被害に見舞われていることから、農業者の不安や憤りは極限に達しております。

このような中、国は、「避難のための立退きを指示した区域」、「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」において、稲の作付制限の指示を行ったところであります。

つきましては、下記について確実に対応するよう強く要望いたします。

記

- 1 稲の作付制限を行う区域においては、稲以外の農作物も含めて十分な補償がなされるよう万全を期すこと。
- 2 これまで「屋内退避区域」に含まれ、今回「緊急時避難準備区域」に含まれなくなった地域についても、作付け準備など農作業が出来る状況になかったことから十分な補償がなされるよう万全を期すこと。
- 3 「屋内退避区域」以外の地域において、関係市町村からの指示や誘導で自主的に避難させられた農業者も、営農の中断・停止を余儀なくされていることから、これらについても補償の対象とすること。
- 4 農用地における放射性物質の除去や、土壌改良については、国の責任において万全の対策を講じること。

平成23年4月22日

福島県知事 佐藤 雄平